

福生市立学校の不登校総合対策

全ての子ども笑顔が輝く学校を目指して



目次

第1章 不登校児童・生徒の実態

- 1 不登校児童・生徒とは 1
- 2 福生市の不登校児童・生徒数の状況 1
 - (1) 本市の不登校児童・生徒数及び不登校出現率の推移
 - (2) 本市の不登校児童・生徒の学年別人数(平成30年度、令和元年度)
- 3 本市における不登校の状況と不登校総合対策について 2

第2章 学校が取り組む10の行動

- 1 不登校を生まないための5つの予防策 3
 - (1) 魅力ある学校、学級づくり ～居場所づくりときずなづくり～
 - (2) 欠席する旨、保護者から連絡が入ったときの対応の徹底
 - (3) 欠席当日の対応
 - (4) 連続欠席3日の対応、連続欠席7日の対応、早期対応についての徹底
 - (5) スクールカウンセラー、臨床心理士による個別面接
- 2 子どもの現状を改善するための5つの支援策 6
 - (1) 「長期欠席児童・生徒個別支援カルテ」「欠席状況一覧」の活用
 - (2) 不登校児童・生徒連絡会議の設置と活用
 - (3) 保護者との連携、児童・生徒へのメッセージ
 - (4) スクールカウンセラーや教育相談室、家庭と子どもの支援員との連携
 - (5) 「そよかぜ教室」との連携

第3章 教育委員会が展開する7つの対応策

1 不登校特例校分教室 福生第一中学校 7組の活用 ……………	17
(1) 不登校特例校分教室の概要	
(2) 7組の1日について	
2 スクールカウンセラーの活用 ……………	19
(1) 資格、勤務等	
(2) スクールカウンセラーの職務	
(3) これまでの取組の成果	
3 教育相談室の活用 ……………	20
(1) 資格、開室時間、相談対象者、相談体制	
(2) 教育相談室の職務	
(3) これまでの取組の成果	
4 スクールソーシャルワーカーの活用 ……………	21
(1) 資格、勤務等	
(2) スクールソーシャルワーカーの職務	
(3) これまでの成果と今後の取組	
5 家庭と子どもの支援員の活用 ……………	22
(1) 資格、勤務等	
(2) 家庭と子どもの支援員の職務	
(3) 学校と家庭の連携推進委員会の設置	
(4) 期待される効果	
6 学校適応支援室「そよかぜ教室」の活用……………	23
(1) そよかぜ教室の概要	
(2) 在籍校の連携との強化	
7 「福生市子ども家庭支援センター」等、関係機関との連携 ………	24

資料

第1章 不登校児童・生徒の実態

ここでは、文部科学省が毎年実施している問題行動等調査による不登校の定義、本市における不登校の児童・生徒数等をまとめた。

1 不登校児童・生徒とは

文部科学省では、不登校児童・生徒を次のように定義している。

何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にあること（ただし、病気や経済的な理由によるものを除く）をいう。この理由で年間30日以上欠席した者を「不登校」とする。

本市も、この定義に従っている。

不登校児童・生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。また、児童・生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意しなければならない。

2 福生市の不登校児童・生徒数の状況

(1) 本市の不登校児童・生徒数及び不登校出現率の推移

【上段：人 / 下段：校】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	不登校児童	5	8	8	23	33	33
	学校数	4	4	6	7	7	7
中学校	不登校生徒	54	55	46	52	72	58
	学校数	3	3	3	3	3	3

本市の不登校児童・生徒数に着目すると、平成29年度は小学校23名、中学校52名、平成30年度は、小学校33名、中学校72名、令和元年度は小学校33名、中学校58名であった。

【単位：％】

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
小学校	本市	0.20	0.33	0.34	0.96	1.37	1.40
	東京都	0.46	0.49	0.52	0.56	0.74	0.88
	全国	0.39	0.42	0.47	0.54	0.70	0.83
中学校	本市	4.40	4.48	3.87	4.53	6.46	5.46
	東京都	3.17	3.33	3.60	3.78	4.33	4.76
	全国	2.76	2.83	3.01	3.25	3.65	3.94

不登校出現率の推移に着目すると、小学校では平成29年度から東京都や全国の値を上回った。中学校では平成26年度から東京都や全国の不登校出現率を上回っている。

(2) 本市の不登校児童・生徒の学年別人数（平成30年度、令和元年度）

単位：人口

不登校となった直接のきっかけとして、小学校で多いのは、平成30年度は「家庭に係る状況」、令和元年度は「無気力、不安」であった。中学校では、平成30年度、令和元年度ともに「いじめを除く友人関係をめぐる問題」であった。

学年に着目すると、小学校高学年から不登校の児童が増加し、中学校1年生から中学校2年生にかけて、特に増加傾向にある。

学年	平成30年度			令和元年度		
	男子	女子	計	男子	女子	計
小1	2	3	5	1	2	3
小2	1	1	2	1	0	1
小3	5	3	8	1	3	4
小4	3	1	4	6	3	9
小5	6	4	10	4	2	6
小6	2	2	4	5	5	10
中1	12	4	16	3	4	7
中2	15	15	30	15	12	27
中3	14	12	26	10	14	24

3 本市における不登校の状況と不登校総合対策について

不登校出現率は、国や都の数値と比べると、依然として高い数値となっている。経年の数値を比較すると、小学校は平成29年度から増加しており、中学校は平成26年度から令和元年度まで毎年、都や全国の出現率を上回っている。

その間、福生市では様々な不登校施策を打ち出し、実施してきたが、中学校の平成29年度の不登校出現率は4.53%、平成30年度は6.46%と高い状況が続いており、中学校における不登校生徒への支援の在り方を「ふっさっ子未来会議」で検討した。その検討の中で、在籍学校に復帰することのみを目指すのではなく、生徒にとって最も大切な役割となる社会的自立に向けた支援を担った支援機能を備えた東京版不登校特例校分教室を新たに設置していくこととなり、令和元年度に文部科学省に指定申請を行い、令和2年4月に開室した。

以上のような現在の福生市における不登校の状況を踏まえ、第2章以降には、不登校対策のために学校が取り組む10の行動、不登校対策のために福生市教育委員会が展開している7つの対応策等、本市における不登校総合対策についてまとめた。

第2章 学校が取り組む10の行動

不登校対策は、大別すると、新たな不登校児童・生徒を生まないための「未然防止」と、休み始めたり遅刻や早退が増え始めたりした児童・生徒に向けての「早期支援」、不登校状態になっている児童・生徒の学校復帰や社会的自立への支援に関する「長期化への対応」がある。

「不登校を減らすための取組」と言うと、一般的には「不登校児童・生徒を学校に復帰させる取組」を連想しがちだが、不登校児童・生徒への支援に当たっては、必ずしも学校復帰が好ましい選択肢ではない状況の児童・生徒もいることを踏まえ、一人一人の状況に応じた多様なきめ細かい対応が必要となる。

1 不登校を生まないための5つの予防策

「不登校を減らすための取組」の推進には、まず、新規数の抑制を図ることが大切である。新規数を抑制するためには、全ての児童・生徒が学校（学年・学級）を魅力ある場所と感じられるようする「未然防止」の取組を進める必要がある。全ての子どもが学校に来ることが楽しいと、笑顔が輝く学校を目指す「魅力ある学校づくり」が、不登校対策の根本的な理念であることを忘れてはならない。

また、不登校になるきっかけは様々であるが、どの子どもにも「休み始め」の時期がある。休み始めたときに、迅速に対応し、欠席の要因を明確にすることが大切である。

以下に、学校が取り組むべき「未然防止」、「早期支援」についてまとめる。

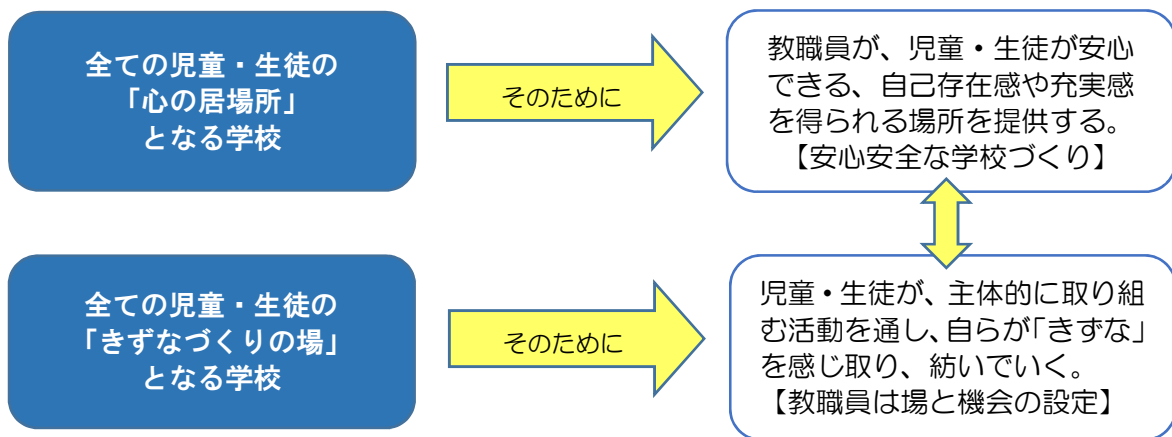
(1) 魅力ある学校、学級づくり ～居場所づくりときずなづくり～

不登校を生まないためには、日常の教育活動を充実させることが大切である。学校や学級が魅力ある場所であるための取組の一つとして、教職員による「居場所づくり」と児童・生徒自身による「きずなづくり」を意識した教育活動が挙げられる。

「居場所づくり」では教職員が主導して、学校や学級を全ての児童・生徒にとって落ち着ける場所にするのである。「きずなづくり」とは、児童・生徒が主体となって日々の授業や行事などで、全員が活躍し、互いが認められる場や機会があること（教職員の役割は場と機会の設定）である。

児童・生徒が互いの良さを認め合い、自分たちで横のつながりを紡ぐことができるような学校・学級をつくるためには、教職員が「安心・安全な環境」（児童・生徒が安心して生活でき、自己存在感や充実感を感じられる場）を整えることが大切である。意図的、計画的に「児童・生徒が主体的に取り組む場」を設定していく。

教職員が児童・生徒に代わって「きずなづくり」を進めたり、お手本を示して児童・生徒にまねをするよう促したりするのではなく、児童・生徒主体の「きずなづくり」ができるような「場」や「機会」を設定し、「自発的な思いや行動」が沸き上がるような取組を行うことが重要である。



(2) 欠席する旨、保護者から連絡が入ったときの対応の徹底

休み始めた時期の学校の対応が、休みが継続するかどうかにつながる場合がある。特に、欠席を安易に捉えることがないようにしなければならない。

保護者に対しては、「学校を休む場合は、必ず連絡する」ことの徹底をお願いする。

ICTを活用した欠席連絡時の対応

- 教職員及び保護者の負担軽減のため、欠席連絡を Microsoft Forms 等で行うことが想定される。その際、欠席理由を必ず入力できるようにすることや、その日のうちに児童・生徒や保護者とやり取りできるようにすること。
- 電話による欠席連絡の場合、必ずしも担当が電話口に出られるとは限らない。そのため、「欠席連絡メモ」等を作成し、欠席連絡が担当へ確実に伝わる仕組みを構築すること。
- 欠席理由が病気のときは、病院への受診を勧めるほか、体温や医師の診断結果を聞くこと。

(3) 欠席当日の対応

欠席連絡があった場合は、上記により対応するが、欠席連絡がなく始業時に児童・生徒が不在の場合は、速やかに保護者に連絡して確認する。連絡が付かない場合は、管理職に状況を報告するとともに、家庭と子どもの支援員等による家庭訪問を行う。

配布物を届け、授業の様子を知らせる

- 児童・生徒の実態に応じて、ICT を活用して授業を配信したり、連絡事項や配布物をクラウド上で共有したりする。
- 状況に応じて、放課後に保護者に電話をかけた後 Microsoft Teams を使用し、オンラインでつながったりできるようにする。児童・生徒が電話口や画面に出られるならば、授業の様子や体調の具合等について、直接話し、心配していることや、早く登校できるとよい旨を伝え励ます。
- 養護教諭、管理職等に欠席した児童・生徒への対応を報告する。

(4) 連続欠席3日の対応、連続欠席7日の対応、早期支援についての徹底

連続欠席3日

風邪による発熱や新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等の特定の疾病以外の理由で、**欠席が3日続いた**場合、学年会等で情報を共有し、管理職に対応方針等を含めて報告する。

必要によって、欠席4日目に学級担任等による家庭訪問を行う。

連続欠席7日

校長は、当該児童・生徒及び保護者と面談を実施する。

□面談を通して、家庭での児童・生徒の様子について把握する。

□面接で不登校であると判断した場合、解決のための校内委員会を開く。その際、スクールカウンセラーや教育委員会の臨床心理士、SSW、指導主事との連携を視野に入れる。

□出席させないことについて、保護者に正当な理由がないと認められるときは、校長は子ども家庭支援センターや教育委員会に通知する。

根拠法令 学校教育法施行令第20条

小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校の校長は、当該学校に在学する学齢児童又は学齢生徒が、休業日を除き引き続き七日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齢児童又は学齢生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

(5) スクールカウンセラー、臨床心理士による個別面接

欠席が続く、あるいは連続していなくても遅刻しがちな児童・生徒や、保健室等別室によく通う児童・生徒等がいる場合、連続欠席7日に至る前にスクールカウンセラーや教育相談室の臨床心理士による個別面接を行う。不登校に至る以前の初期に行う心理面のケアは、特に重要である。

スクールカウンセラーは週1回の配置のため、必要に応じて、教育相談室配置の臨床心理士による面接の実施も視野に入れる。また、学校適応支援室そよかぜ教室については、「完全に不登校状況になってから入級について検討する」というように固定的に捉えず、初期の段階で活用することも留意する。「学級にいることに疲れた。」、「少人数の場所で休みたい。」という児童・生徒が一時的に利用することも可能である。

なお、臨床心理士による個別面接の結果については、学級担任はもとより学年として共有し、管理職に報告し、校内で共通理解をした上で対応を行う。

2 子どもの現状を改善するための5つの支援策

第1章で示したとおり、不登校児童・生徒とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況で、**年間30日以上欠席する児童・生徒**が該当する。

年間30日の欠席ということは、月に3日休むと不登校としてカウントされる場合が出てくる。一方で、1年間全く登校できない不登校の児童・生徒もいる。

したがって、「子どもの現状を改善するための5つの支援策」は、教職員が不登校の状況・状態は様々であるという前提に立った上で、子どもの多様なニーズに応じていく必要がある。

(1) 「児童・生徒欠席状況一覧」 「長期欠席児童・生徒個別支援カルテ」の活用

不登校には様々な要因・背景があり教育関係者のみならず、福祉、医療等の関係機関が相互に連携、協力して、中長期的な視点で一貫した支援を行うことが求められている。また、児童・生徒の抱える背景や状況が複雑で登校し始めても再び不登校になることもあるため、進学先に進学以前の情報が引き継がれることも重要である。

各校は「児童・生徒欠席状況一覧」と「長期欠席児童・生徒個別支援カルテ」を作成し、教育委員会に提出する。教育委員会は報告された児童・生徒一人一人の状況を指導主事等が確認し、教育相談室、そよかぜ教室と情報共有する。その後、関係機関との連携や担任の支援の仕方等、個々のケースに必要な指導・助言を校長に行う。校長はその内容を校内で共有するとともに、具体的な対応をとっていく。

また、今後校務支援システムが教育相談室とつながる予定である。その結果、学校と教育委員会、教育相談室との情報共有が容易になるため、カルテ等をさらに有効に活用することができると考えられる。

「児童・生徒欠席状況一覧」

- (1) 不登校傾向の児童・生徒へ向けた早期支援に活用する。
 (2) 学校と教育委員会や関係機関が情報を共有し、適切な支援策について協議できるようにする。
 ア 13日以上欠席の児童・生徒が対象となる。
 イ 毎月、市教育委員会指導主事宛に交換便で提出する。
 ウ 項目内容(①欠席理由、②保護者の認識、③対応した内容、④翌月の目標)を記入する。
 ※③④については担当者を明記すること。

【児童・生徒欠席状況一覧記入例】

令和2年度 児童・生徒 欠席状況一覧										(6)月
学校名										
										※欠席日数13以上の児童・生徒を記入してください。
通し番号	学年	組	性別	カルテ	氏名	フリガナ	欠席日数	主な担当者	①欠席の理由、現状等 ③対応した内容	②保護者の認識 ④翌月の目標(家庭、学校)
児童・生徒1	5	1	男	○	福生 太郎	フッサ タロウ	40	担任 副校長 前担任	①なかなか登校できていない。学校に来て一人であることが多い。家から外に出ていない。 ②登校させたいが、本人の希望を尊重している。 ③個別で相談。校内で状況を周知、電話連絡。(担任) ④学校へ気持ちが変わるよう、週に1回程度の登校を目指す。(家庭) 7月にも2回面談を予定。(担任)	
児童・生徒2	2	2	男		牛浜 雄太	ウシハマ ヌウタ	16	担任 副校長 学年主任 養護教諭	①長期休業や、週明けになると不安になって登校渋りの傾向がある。学校に来ると元気だが、月曜日や休日明けに休みがちである。 ②危機と感じていない。 ③保護者と電話で相談。(担任) ④長期休業後の様子をみる。(家庭) 遅刻してもよいので学校に来ることを促す。(養護教諭)	
児童・生徒3	4	1	女	○	加美平 花子	カミダイラ ハナコ	32	担任	①家庭の事情により外国に帰国中。 ③帰国次第連絡するよう伝えている。(担任)	
児童・生徒4	4	2	女	○	志茂 ゆう子	シモ ユウコ	35	担任 養護教諭	①学校外の活動などで、欠席が多い。学習についていけないなどの理由で休むこともある。 ②心配している。学校も行ってほしい。 ③個別で相談。(養護教諭)担任が連絡帳と共に課題を配布したりしている。(担任) ④課題を一緒に取り組む。学校と連絡を取り合い情報交換をする。(家庭) 様子を見ながら週1、2回程度の電話連絡と、課題を届けるようにする。(担任)	
児童・生徒5										

長期欠席児童・生徒 個別支援カルテ

(1) 不登校の長期化への対応に活用する。

(2) 学校と教育委員会や関係機関が情報を共有し適切な支援策について協議できるようにする。

ア 30日以上欠席または連続7日以上の子供・生徒が対象となる。

イ 年4回市教育委員会指導主事宛に交換便で提出する。

【長期欠席児童・生徒個別支援カルテ記入例】

表面 令和2年度 長期欠席児童・生徒 個別支援カルテ

氏名の網掛けは自動的に反映されるため、入力しなくてよい。

学校番号	1	長期欠席	不登校	予病者	30日本滞	8月
欠席日数	39日	不登校	不登校	予病者	不登校	不登校

1 学校名 福生第一小 校長 福生太郎 職名 校長

2 児童・生徒名 児童・生徒 1 性別 男(○) 学年・学期 5年1組

3 欠席(不登校)となった時期 福生第一小(小学校) 4年4月 立 立 立 立

① 学級担任	② 副担任	④ 必要の人力不足						⑤ の具体的な対応
		③ 校長	④ 教務主任	⑤ 生活指導主任	⑥ 他教職員	⑦ その他	⑧ の具体的な対応	

④ 該当に「○」を付加

⑤ 該当に「○」を付加

1の詳しい内容

2の詳しい内容

3の詳しい内容

4の詳しい内容

5の詳しい内容

6の詳しい内容

7の詳しい内容

8の詳しい内容

9の詳しい内容

10の詳しい内容

11の詳しい内容

12の詳しい内容

13の詳しい内容

14の詳しい内容

15の詳しい内容

16の詳しい内容

17の詳しい内容

18の詳しい内容

19の詳しい内容

20の詳しい内容

21の詳しい内容

22の詳しい内容

23の詳しい内容

24の詳しい内容

25の詳しい内容

26の詳しい内容

27の詳しい内容

28の詳しい内容

29の詳しい内容

30の詳しい内容

31の詳しい内容

32の詳しい内容

33の詳しい内容

34の詳しい内容

35の詳しい内容

36の詳しい内容

37の詳しい内容

38の詳しい内容

39の詳しい内容

40の詳しい内容

41の詳しい内容

42の詳しい内容

43の詳しい内容

44の詳しい内容

45の詳しい内容

46の詳しい内容

47の詳しい内容

48の詳しい内容

49の詳しい内容

50の詳しい内容

51の詳しい内容

52の詳しい内容

53の詳しい内容

54の詳しい内容

55の詳しい内容

56の詳しい内容

57の詳しい内容

58の詳しい内容

59の詳しい内容

60の詳しい内容

61の詳しい内容

62の詳しい内容

63の詳しい内容

64の詳しい内容

65の詳しい内容

66の詳しい内容

67の詳しい内容

68の詳しい内容

69の詳しい内容

70の詳しい内容

71の詳しい内容

72の詳しい内容

73の詳しい内容

74の詳しい内容

75の詳しい内容

76の詳しい内容

77の詳しい内容

78の詳しい内容

79の詳しい内容

80の詳しい内容

81の詳しい内容

82の詳しい内容

83の詳しい内容

84の詳しい内容

85の詳しい内容

86の詳しい内容

87の詳しい内容

88の詳しい内容

89の詳しい内容

90の詳しい内容

91の詳しい内容

92の詳しい内容

93の詳しい内容

94の詳しい内容

95の詳しい内容

96の詳しい内容

97の詳しい内容

98の詳しい内容

99の詳しい内容

100の詳しい内容

裏面 令和2年度 長期欠席児童・生徒 個別支援カルテ

氏名の網掛けは自動的に反映されるため、入力しなくてよい。

学校番号	1	長期欠席	不登校	予病者	30日本滞	8月
欠席日数	39日	不登校	不登校	予病者	不登校	不登校

1 学校名 福生第一小 校長 福生太郎 職名 校長

2 児童・生徒名 児童・生徒 1 性別 男(○) 学年・学期 5年1組

① 月別の欠席日数	前年	今年												合計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	

① 欠席日数

② 欠席日数

③ 欠席日数

④ 欠席日数

⑤ 欠席日数

⑥ 欠席日数

⑦ 欠席日数

⑧ 欠席日数

⑨ 欠席日数

⑩ 欠席日数

⑪ 欠席日数

⑫ 欠席日数

⑬ 欠席日数

⑭ 欠席日数

⑮ 欠席日数

⑯ 欠席日数

⑰ 欠席日数

⑱ 欠席日数

⑲ 欠席日数

⑳ 欠席日数

㉑ 欠席日数

㉒ 欠席日数

㉓ 欠席日数

㉔ 欠席日数

㉕ 欠席日数

㉖ 欠席日数

㉗ 欠席日数

㉘ 欠席日数

㉙ 欠席日数

㉚ 欠席日数

㉛ 欠席日数

㉜ 欠席日数

㉝ 欠席日数

㉞ 欠席日数

㉟ 欠席日数

㊱ 欠席日数

㊲ 欠席日数

㊳ 欠席日数

㊴ 欠席日数

㊵ 欠席日数

㊶ 欠席日数

㊷ 欠席日数

㊸ 欠席日数

㊹ 欠席日数

㊺ 欠席日数

㊻ 欠席日数

㊼ 欠席日数

㊽ 欠席日数

㊾ 欠席日数

㊿ 欠席日数

⑩ 指導要録上出席扱いとなった日数(内訳)

⑪ 支援を継続するまでの基本的な情報

⑫ 不登校児童・生徒の出席の扱い

8月(1学期末)

9月末

12月末(2学期末)

3月末(3学期末)

※ 様式、設問項目などに関しては、児童・生徒の実態や、国・都の調査項目に応じて適宜改訂・改善していく。

長期欠席児童・生徒 個別支援カルテ 記入の手引き

この手引きは、令和2年度長期欠席児童・生徒 個別支援カルテ **個票**（以下、個票という。）を作成する際に、記載項目についての基準や例示等をまとめたものです。個票の記載事項と併せてこの手引きを参照し、回答してください。

1 個票右上の提出月を入力する。（□月個票）

2 対象児童・生徒について（**個票表**）※①・②・③・⑤・⑥の記入

※②は通し番号を選択（氏名・フリガナは記入しない。）

本調査では、以下の1、2に該当する児童・生徒について回答ください。

1 欠席日数が30日以上の子童・生徒

2 連続7日以上の子席の子童・生徒

そよかぜ教室に通級している子童・生徒及び別室登校している子童・生徒については、欠席日数に関わらず記入してください。

※1…連続7日以上の子席の子童・生徒の報告については、学校教育法施行令第20条に従う。

【学校教育法施行令第20条】

小学校、中学校、中等教育学校及び特別支援学校特別支援学校の校長は、当該学校に在学する学齡子童又は学齡生徒が、休業日を除き引き続き7日間出席せず、その他その出席状況が良好でない場合において、その出席させないことについて保護者に正当な事由がないと認められるときは、速やかに、その旨を当該学齡子童又は学齡生徒の住所の存する市町村の教育委員会に通知しなければならない。

調査月以外でも、上記に該当し連続7日以上欠席の場合は、指導主事に速やかに報告をお願いします。個票を提出の際には、④の下段に○をつけ、提出してください。

3 長期欠席（不登校）となった時期（**個票表**）※③の記入

- (1) 長期欠席（不登校）となった時期を①に記入する。
- (2) 福生市外・都外公立学校からの転入の場合は②に、私立・都立・国立・国外・国際等からの転入の場合は③に、前籍校に確認して記入する。

4 対応している教諭等（**個票表**）※⑤の記入

- (1) 主に対応している者に◎印、対応している者には○印を付ける。【複数回答可】
例：ケース会議等、学校組織として対応している教諭等には○印をつける。
担任や専門的に対応している養護教諭、SC等は◎をつける。
- (2) ⑨その他に該当する場合については、具体的対応者を記入する。
例：家庭と子どもの支援員等

5 別室指導の状況について（**個票表**）※⑦の記入

- (1) 別室指導を行っている場合は（ ）に○印を付ける。
- (2) 別室の場所を記入する。

6 表⑥の回答について（**個票表**）※⑥の記入

- (1) ①「主な欠席理由」（欠席が継続している理由）は、1～4の中から1つだけ選択する。
⑥「1」又は「4」を選択した場合は、具体的内容を記述する。

「3」不登校を選択した場合は、②「不登校の要因」を回答する。

○「主な欠席理由」は、現在欠席が継続している理由である。きっかけの欠席理由ではないので注意すること。特に、転入生の場合は、前の学校での理由ではなく、現在の学校での欠席理由を回答する。

<p>1 心身の疾病や怪我によるもの「病気」 本人の心身の故障等（怪我を含む。）により、入院、通院、自宅療養のため、長期欠席した者を記入する。 自宅療養とは、医療機関の指示がある場合のほか、自宅療養を行うことが適切であると児童生徒本人の周囲の者が判断する場合も含む。（定期的に通院しており、病名が診断されている場合は、不登校ではなく、「1」の分類になる。）</p> <p>2 経済的な理由によるもの「経済的理由」 家計が苦しくて教育費が出せない、生徒が働いて家計を助けなければならないなどの理由で長期欠席した者を記入する。</p> <p>3 不登校 何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童・生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者（ただし、「病気」や「経済的な理由」「新型コロナウイルス感染症」による者を除く。）の数を記入する。 *「不登校」の具体例 ・友人関係または教職員との関係に課題を抱えているため登校しない（できない）。 ・遊ぶためや非行グループに入っていることなどのため登校しない。 ・無気力でなんとなく登校しない。迎えに行ったり強く催促したりすると登校するが長続きしない。 ・登校する意志はあるが身体の不調を訴え登校できない。漠然とした不安を訴え登校しないなど、不安を理由に登校しない（できない）など。</p> <p>4 その他 上記「病気」、「経済的理由」、「不登校」のいずれにも該当しない理由により長期欠席した者を記入する。具体的内容を記載する。 「その他」の具体例 ・保護者の教育に関する考え方、無理解・無関心、家族の介護等の家庭の事情から長期欠席している。 ・外国での長期滞在、国内・外への旅行等のため、長期欠席している。 ・連絡先が不明なまま長期欠席している。（1年間にわたり居所不明であった者を除く。） ・受験準備のため、学校を意図的に欠席させる。 ・本人の特性を伸ばすための施設等に通っている。（芸能活動、スポーツ活動等） ・保護者の教育に対する考えで、フリースクール等を選択して通学させている。</p>
--

(2) ②「不登校の要因」は、主たるもの一つ選択し、()に○を記入する。主たるもの以外で当てはまるものがある場合は、一人につき二つまで②に記入する。学校、家庭及び本人に係る状況に当てはまるものがない場合は、「左記に該当なし」を選択する。

「不登校の要因」について学校側と保護者側とで意見が異なる場合で、保護者側の意見が明白に該当しないと言えない場合は、保護者の意見も要因に含めて記入すること。

※調査票の「区分」については具体的に次のようなものが考えられる。

〔学校に係る状況〕

- 1 いじめ…当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。（起こった場所は学校の内外を問わない。）
- 2 いじめを除く友人関係をめぐる問題…仲違い等
- 3 教職員との関係をめぐる問題 …教師の強い叱責、注意等
- 4 学業の不振 …成績の不振、授業が分からない、試験が嫌い等
- 5 進路に係る不安 …将来の進路希望が定まらない等
- 6 クラブ活動、部活動への不適応 …部活動の練習に参加したくない等
- 7 学校のきまり等をめぐる問題 …制服を着たくない、給食を食べたくない、学校行事に参加したくない等
- 8 入学、転編入学、進級時の不適応 …転校したくなかった、クラス替えが自分の願う学級編成ではなかった等

〔家庭に係る状況〕

- 9 家庭の生活環境の急激な変化…親の単身赴任、離婚等
- 10 親子の関わり方…親の叱責、親の言葉、態度への反発、親の過干渉・放任等
- 11 家庭内の不和…両親の不和、祖父母と父母の不和等

〔本人に係る状況〕

- 12 生活リズムの乱れ、あそび、非行 …就寝起床時間が定まらず、昼夜逆転になる、非行グループに入り、非行行為を行う等
- 13 無気力、不安…無気力でなんとなく登校しない等、登校の意志はあるが、漠然とした不安を覚え、登校しない（できない。）
- 14 左記に該当なし…本人や保護者と話しても上記のような傾向が見えず、学校、家庭及び本人に係る状況に当てはまるものがない。

(3) ③「指導・相談の内容」は、1～5の中から選び、番号に○を付けて回答する。

【複数回答可】

○5「その他」を選択した場合は、具体的内容を記述する。

(4) ④「指導・相談の状況」は、1～4の中から1つだけ選び、番号に○を付けて回答する。

【単回答】

○個々の児童・生徒の状況によって判断するが、概ね下記を基準とする。

「登校できるようになった」…特定教科だけでも教室に入って授業を受けることができた
教室で給食を食べることができた
断続的でも別室登校ができるようになった
週1回程度は登校するようになった

「好ましい変化がみられる」…家庭生活のリズムや生活習慣が改善された
明るく生き生きした表情を見せるようになった
友達と交わることができるようになった
そよかぜ教室に通室できるようになった

「変化なし」	……………4月当初と状況が変わらない
「指導できない」	……………意図的な拒否が続き、本人と会うことができない

*もともと「登校できている」児童・生徒は、「登校できるようになった」を選択する。

(5) ⑤「効果のあった学校の措置」(「1」登校できるようになった場合と「2」好ましい変化が見られるを選択した場合のみ回答)は、1～16の中から選び、番号に○を付けて回答する。【複数回答可】

16「その他」に○を付けた場合は、具体的機関名を記載する。

(6) ⑥「指導を受けた機関等」は、※「1」～「9」(校外)について、「10」～「13」(校内)についてそれぞれ回答する。【複数回答可】特に、養護教諭、SC、SSWが個別に対応している場合は、記入漏れのないように注意する。

6・7・8に○を付けた場合は「6・7・8の施設名」に具体的機関名を記載する。

7 進学先の回答について(個票^{おもて}表)※⑧の記入

3月調査では、小学校6年生・中学校3年生に限り、進学先を記入する。

裏面

裏面の内容は、ケース会議や校内委員会等の資料として活用してください。

8 月別欠席日数(個票^{うら}裏)※⑨の記入

(1) 学校欠席日数は、令和2年4月1日から令和3年3月31日の間で、学校を欠席した日数を記入する。(※新型コロナウイルス感染症の予防、インフルエンザ等による出席停止は欠席日数に入れない。)

(2) 放課後登校は、校長の判断で出席扱いにできる。

(3) そよかぜ教室等の出席日数の欄は、上段の欠席日数のうち、そよかぜ教室等に通級し、出席扱いされる日数が表⑩より反映される。

(4) 指導要録上の欠席日数と出席日数は自動計算される。

(5) 指導要録上の欠席日数と出席日数【網掛け】を足した数が出席すべき日数と同数になる。

9 指導要録上出席扱いとなった日数(個票^{うら}裏)※⑩の記入

不登校児童生徒への支援の在り方について(通知)

令和元年10月25日 文部科学省初等中等教育局長通知より

(別記1)

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

1 趣旨

不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談・指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もおり、このような児童生徒の努力を学校として評価し支援するため、我が国の義務教育制度を前提としつつ、一定の要件を満たす場合に、これらの施設において相談・指導を受けた日数を指導要録上出席扱いとすることができることとする。

2 出席扱い等の要件

不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、下記の要件を満たすとともに、当該施設における相談・指導が不登校児童生徒の社会的な自立を目指すものであり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるよう個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

(1) 保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(2) 当該施設は、教育委員会等が設置する教育支援センター等の公的機関とするが、公的機関での指導の機会が得られないあるいは公的機関に通うことが困難な場合で本人や保護者の希望もあり適切と判断される場合は、民間の相談・指導施設も考慮されてよいこと。ただし、民間施設における相談・指導が個々の児童生徒にとって適切であるかどうかについては、校長が、設置者である教育委員会と十分な連携をとって判断するものとする。このため、学校及び教育委員会においては、「民間施設についてのガイドライン」(別添3)を参考として、上記判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

(3) 当該施設に通所又は入所して相談・指導を受ける場合を前提とすること。

(4) 学校外の公的機関や民間施設における学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

3 留意事項

(1) 義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組がもとより重要であること。すなわち、児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進することが重要であること。

(2) 不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。その際、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。また、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること

4 指導要録の様式等について

上記の取扱いの際の指導要録の様式等については、平成31年3月29日付け30文科初第1845号「小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評価及び指導要録の改善等について」を踏まえ、出席日数の内数として出席扱いとした日数及び児童生徒が通所又は入所した学校外の施設名を記入すること。

(1) ①そよかぜ教室の他に②～⑦までの機関に通所し、出席扱いとした日数を記入する。

10 支援を継続する上での基本的な情報（**個票裏**）※⑩の記入

基本情報として、①本人の個性 ②本人を取り巻く状況（家族の状況を含む） ③関連機関などを簡潔に記載する。

不登校の要因等について、学校側と保護者側の意見が一致していない場合は、保護者の意見も適切に記載する。

11 指導要録上の扱い（**個票裏**）※⑪の記入

⑩の表と対応する。

12 児童・生徒の状況と学校の対応（**個票裏**）※⑫の記入

- (1) 不登校の理由、本人の状況・意向、保護者の状況・意向、支援目標、具体的な支援の内容を簡潔に記入する。
- (2) 不登校の要因等について、学校側と保護者側の意見が一致していない場合は、保護者の意見も適切に記載する。
- (3) 安否確認の欄に安否確認の状況を記載する。

安否の確認の状況については、プルダウンメニューから以下の内容を選択してください。

- 1 教職員が本人と直接会って安否を確認している。
- 2 教職員が目視はしていないが、電話等で会話をして安否確認をしている。
- 3 関係機関等が本人と直接会って安否を確認している。
- 4 関係機関等が目視はしていないが、電話等で会話をして安否確認をしている。
- 5 保護者からのみ安否の情報を得られている。

個票に入力漏れや間違いがあると欄外に赤字でサインが出ます。
赤字が出ないように入力を修正してください。

(2) 不登校児童・生徒連絡会議の設置と活用

現在、全校で「生活指導部会」が設置されている。その名称は学校によって「生活指導全体会」「生活指導校内委員会」等と異なるが、生活指導は学校を挙げて推進する必要があることから、いじめや不登校等の情報共有を行う組織でもある。

これらの組織を「不登校児童・生徒連絡会議」としても位置付け、全校で組織的な不登校解消の取組を推進していく。

この連絡会は、学校の実態に応じて、少なくとも学期に1回以上開催する。そのうち、7月、12月、3月の3回は、学期末、学年末等のため、個別支援カルテ等を基に、教師全員が参加する全体会として位置付ける。

連絡会には、スクールカウンセラーや教育相談室の臨床心理士等の専門家や、そよかぜ教室の職員と同席を求めることも有効である。

また、7日以上連続欠席や13日以上欠席や30日以上欠席の児童・生徒を確認したら、早急にケース会議が行えるよう、校長が指示を行う。

(3) 保護者との連携、児童・生徒へのメッセージ

不登校になったきっかけも、不登校が続いている事由も、単一ではないケースが多い。様々な状況が複合した結果、不登校になっている。学校に登校できずに辛いのは、児童・生徒本人、そして保護者であるという観点で、保護者と連携し、児童・生徒と関係をもち続けることが重要である。

学校だより等の配布物を届け、学校行事等の連絡を必ず伝える

不登校の児童・生徒に対して、学校便り等の配布物を速やかに届けることが大切である。また、児童・生徒の実態を踏まえ、ICTの活用により、授業を配信したり、連絡事項を共有したりすることも有効である。学校からの配布物が届くことで、学校とつながっているのだという意識をもつことができる。実態に応じて宿題の内容や、遠足等の学校行事の内容についても、丁寧に連絡する。不登校の児童・生徒でも、遠足や修学旅行には行きたいと思う場合や、学校行事がきっかけとなり、学校復帰に結び付くケースもある。

学校からの配布物や連絡が届くことは、不登校の子どもたちにとって「学校は、先生はいつも君のことを気にかけているよ。」などのメッセージを受け取ることにつながる。

(4) スクールカウンセラーや教育相談室、家庭と子どもの支援員との連携

本市は全校にスクールカウンセラーが配置されている。1週間に1度の配置であるため、来校する日のスケジュールを十分に検討しておく。不登校の解消に向けた取組方針の確認や、教員自身の相談に対して、カウンセラーが十分に対応するためである。

教育相談室には「こころの支援チーム つばさ」、「教育支援チーム つむぎ」、「家庭支援チーム SSW」計11名の相談員が在籍し、現在も全校の相談に対応している。本市の教育相談室は土曜日も開設している。保護者の中には、平日の相談が難しい方もいるため、土曜日開設を伝えて活用を促進することは有効である。

市内10校の不登校の状況は異なる。教育相談室との連携については、校長、副校長が管理職としてまず窓口となり、教育相談室長と連携して教員や保護者につないでいく。場合によっては、指導主事とも連携し、学校復帰や社会的自立に向けた教育相談が有効に活用されるように配慮する。

また、家庭と子どもの支援員とも連携し、打合せなど適切な指示を出し、登校時の家庭訪問や、子育てに不安を抱える保護者との相談などを積極的に行うことも有効である。

不安を抱える子どもたちの学ぶ機会を確保するためには、場所などを工夫し、学校の中に、不登校の子どもたちの居場所をつくることも重要である。保健室や相談室、個別学習室などを活用しながら、徐々に学校生活へ慣れていけるよう、様子を見ながら工夫して指導していくことが大切である。

(5) 「そよかぜ教室」との連携

そよかぜ教室に児童・生徒が入級した後の学校や担当教員の対応について、以下の点に留意する必要がある。

入級前に訪問する

そよかぜ教室に自校の児童・生徒が通級を始める際には、管理職と学級担任が教室を事前に訪問して打ち合わせることが不可欠である。電話等での連携も有効であるが、学級担任が、当該児童・生徒の状況、学校の取組、保護者の状況等に関する情報を、そよかぜ教室に確実に伝える必要がある。

学級だより等をそよかぜ教室に届ける

そよかぜ教室では、在籍校の状況に関する情報を把握することで、学校復帰に向けた支援をより充実させることができる。そこで、各校の学級だより、学校だより、行事予定表等を交換便やICT等を活用してそよかぜ教室に届けることを徹底する。

また、定期考査の実施をそよかぜ教室に依頼する場合は、各教科の試験範囲など試験に関する留意事項を、事前にそよかぜ教室に確実に伝える。

校長や担任がそよかぜ教室を訪問する

児童・生徒の状況にもよるが、校長や学級担任等がそよかぜ教室を訪問することによって、児童・生徒の中に学校への所属意識を感じさせる場合がある。児童・生徒に直接会えなくても、そよかぜ教室の職員室を学級担任が定期的に訪問し、指導員と話をするだけで、そのことが児童・生徒に伝わり、「自分は忘れられていない」という実感を得ることも考えられる。

また、そよかぜ教室の担当も自ら学校との連絡を図り、児童・生徒の様子を随時伝えたり、学校に訪問して情報を共有したりすることも考えられる。

第3章 教育委員会が展開する7つの対応策

1 不登校特例校分教室 福生第一中学校7組の取組

「不登校特例校」とは不登校児童・生徒を対象として、文部科学省が認める場合に、その実態に配慮した特別の教育課程を編成して教育を実施する学校である。

東京都教育委員会は文部科学省と協議の上、「将来的に学校又は分校としての不登校特例校へ移行することを前提とした分教室の形の不登校特例校」の仕組みを構築し、不登校特例校（分教室型）を「東京版不登校特例校」と位置付けた。

本市においては、この不登校特例校（分教室型）を令和2年4月に設置した。福生市さくら会館2階に教室を設け、「福生市立福生第一中学校 7組」として設置している。

不登校特例校分教室の福生第一中学校7組の概要

設置の目的

不登校となっている生徒に対し、適切な指導を実施し、社会的に自立できる力を育てていくために、生徒一人一人の状況に応じた独自の教育課程を編成していく「新たな学びの場」として福生市立福生第一中学校不登校特例校分教室を設置した。在籍校への復帰が困難な生徒の居場所としての機能を果たすだけでなく、法令に基づく正規教員の配置により、特別の教育課程に基づく一定の教育水準の保障をすることで、不登校生徒を対象とした新たな学びの場を提供する。また、これまでの学校や学習スタイルを変えて生徒にとって魅力ある教育活動展開することで、社会的に自立できる力を育む。

対象

福生市公立中学校に在籍している生徒

- ①心理的に不安の傾向等があり、連続又は継続して30日以上欠席した不登校生徒
- ②欠席が30日未満でも、以下の項目が全て当てはまる生徒
 - ・不登校の傾向が見られる生徒
 - ・より小集団での学習が適切であると学校が判断した生徒

場所

福生市牛浜 163 番地（さくら会館 2 階）

特例の概要

- ①各教科の総授業時数は3年間全て910時間とする。（削減する教科は、国語、社会、数学、理科、外国語）
- ②削減した学習内容を達成するため福生版プロジェクト学習の時間と、個別学習の時間を設定する。

特色のある指導内容等

- ①福生版プロジェクト学習の時間

自分の興味・関心に基づき、自分なりの問いを立て、自分なりのやり方で、自分なりの答え

にたどり着くことができる力を育むための教育活動を設定する。指示されたことを指示されたとおりに行う学習ではなく、生徒が自分の問いに向かって探究し続けられる力を育み、これからの変化の激しい社会において、生徒がそれぞれの将来像に向けて自発的に行動できるようにする。

②「個別学習の時間」

一人一人の学習状況に応じた指導体制の充実を図るために「個別学習の時間」を設定し、不登校による未学習の内容を補う時間を確保する。ICT等を活用するなど、何をどこでどのように学ぶのかを、一人一人の生徒自身が決めて、学習できるようにする。

その他

- ①朝の時間のゆとりを考え、午前3時間、午後2時間を基本とする。
- ②正規の教員が配置される。
- ③生徒が話し合っ、学校のきまりを考える。

2 スクールカウンセラーの活用

福生市教育委員会は、東京都教育委員会の「スクールカウンセラー活用事業」を活用し、全小中学校に臨床心理士資格等を有するスクールカウンセラーを配置している。スクールカウンセラーは、学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、いじめや不登校など、児童・生徒の問題行動等の未然防止・解消を図ることを配置の目的としている。

(1) 資格、勤務等

資格

児童・生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する臨床心理士等

勤務

週1回7時間45分 年間38回(週)勤務。学校によって、勤務する曜日が異なる。

(2) スクールカウンセラーの職務

スクールカウンセラーは、校長の指示の下、次のような職務を行う。

- ①児童・生徒へのカウンセリング
- ②子育てや生活指導に関する保護者へのカウンセリング
- ③カウンセリング等について教員や保護者への指導・助言
- ④児童・生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供
- ⑤児童・生徒のカウンセリング等に関する教員対象の研修や事例研究等における指導・助言

3 教育相談室の活用

学校生活、対人関係、生活・行動、しつけ・教育、発達、その他子どもの教育全般に関する心配事の相談に、専門の相談員が担当し、学校や保護者と連携を図りながら、児童・生徒の個別の教育的ニーズに応じた適切な支援につなげている。

(1) 資格、開室時間、相談対象者、相談体制

資格

①心理相談員

臨床心理士、臨床発達心理士またはの資格を有する者

②教育相談員

学校教育の経験を有する者または教育相談の知識もしくは経験を有する者

開室時間

月曜日～土曜日（祝日を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで

原則として予約制で1回50分の相談を実施している。必要に応じて電話相談も実施している。

相談対象者

児童・生徒及び保護者

相談体制

①児童生徒支援チーム（つばさ）－心理相談員3名、教育相談員1名

主に学習や対人関係、心理面や行動面など、子ども全般に関わる不安の相談

②教育支援チーム（つむぎ）－心理相談員3名

主に「就学」「転学」「通級指導学級入級」に関わる相談

(2) 教育相談室の職務

①児童生徒の知能、学業、心身の健康及び進路の相談に関すること

②教育支援に関すること

③学校教育相談活動との連携に関すること

④教育相談活動の普及及び諸調査に関すること

⑤教育相談に関する研修その他必要なこと

4 スクールソーシャルワーカーの活用

スクールソーシャルワーカーは、いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、生活指導上の課題に対応するため、教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境へ働きかけたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、問題を抱える児童・生徒への支援を行うことを目的としている。

(1) 資格、勤務等

資格

スクールソーシャルワーカーは、次のいずれかに該当する者とする。

- ①社会福祉士又は精神保健福祉士等の資格を有する者
- ②教育と福祉の両面に関して専門的な知識及び技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において活動経験の実績がある者

勤務

原則、午前9時～午後4時の6時間（休憩を除く）のうち、教育委員会が指定する時間

(2) スクールソーシャルワーカーの職務

スクールソーシャルワーカーは、学校の要請に応じて、教育相談室長の指示の下、次のような職務を行う。

- ①問題を抱える児童・生徒が置かれた環境への働きかけ
- ②関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- ③学校内におけるチーム体制の構築、支援
- ④保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供

5 家庭と子どもの支援員の活用

福生市教育委員会は、東京都教育委員会と連携して、平成23年度に「福生市家庭と子どもの支援員」を配置した。その目的は、福生市立小・中学校に在籍する児童・生徒の不登校、いじめ、暴力行為等に対して、生活指導面の改善に向けた支援を行うことである。

(1) 資格、勤務等

資格

支援員 退職教員、警察等関係機関経験者、民生委員・児童委員、保護司、大学又は大学院において心理学等を専修又は専攻している学生等であって、本事業の主旨を理解し、その職務を遂行する熱意を有する者

スーパーバイザー 医師、弁護士、臨床心理士等であって、支援員が円滑に職務を遂行するための助言及び支援ができると認められる者

勤務

支援員 1校当たり週3日おおむね年26週 **スーパーバイザー** 1校当たり年2回

(2) 家庭と子どもの支援員の職務

支援員

- ①登校時の家庭訪問による児童・生徒及びその保護者への相談及び助言
- ②登校後の児童・生徒に対する個別指導及びその保護者への相談及び助言
- ③児童・生徒の問題行動の改善及び未然防止に向けた直接的な取組、子育て等家庭に関して不安を抱える保護者への相談 等

スーパーバイザー

- ①児童・生徒の問題行動の改善及び未然防止に向けた取組に係る支援員への助言及び支援
- ②児童・生徒の問題行動の改善及び未然防止に向けた直接的な指導 等

(3) 学校と家庭の連携推進委員会の設置

各学校は、管理職及び教職員と、家庭と子どもの支援員を構成員として「学校と家庭の連携推進会議」を設置する。この会議で、不登校傾向がある子どもを登校時に迎えに行く等、支援が必要な児童・生徒やその保護者についての情報交換及び対応を協議する。

教員は、家庭と子どもの支援員と家庭訪問等を行い、児童・生徒やその保護者へアドバイスや情報提供をする。

対応が困難なケースなどに対しては、スーパーバイザーが助言する。

(4) 期待される効果

平成23年度に開始した本事業によって、登校しぶりや、家庭に閉じこもりがちな児童・生徒に対する直接的な支援が行われている。期待される効果としては、

- ①保護者の子育てに対する不安や悩みの解決
- ②問題行動等を起こす児童・生徒の立ち直り
- ③関係機関と連携した生活指導体制の構築

等が報告されている。本市においては、特に登校支援に効果があり、各学校における不登校の未然防止や登校に向けた直接支援に効果が発揮されている。

6 「そよかぜ教室」の活用

不登校児童・生徒等に対する指導を行うために、教育委員会が、教育センター等学校以外の場所や学校の余裕教室等において、学校生活への復帰を支援するため、児童・生徒の在籍校と連携をとりつつ、個別カウンセリング、集団での指導、教科指導等を、組織的・計画的に行う組織として設置したものを適応指導教室という。

本市においては、この適応指導教室を学校適応支援室として位置付け、平成17年9月に設置している。福生市子ども応援館2階に、教育相談室の入り口とは別の玄関を設け、学校適応支援室、通称「そよかぜ教室」として設置している。

児童・生徒にとってそよかぜ教室は「心の居場所」である。同時に自立のステップの場である。そよかぜ教室は、学校復帰を目的とするが、単に学校に適応させることだけが目的化されるのではなく、一人一人の児童・生徒が社会的に自立していくことのできる力を身に付けさせる。その過程で学校復帰を図ることも考慮されなければならない。

(1) そよかぜ教室の概要

設置の目的・対象

心理的、情緒的な原因によって不登校傾向にある市内在住の小・中学生に対して、適切な相談、指導・助言を行い、学校復帰や社会的自立を目指す。

指導方針と指導内容

① 基本的な生活習慣や社会性の育成

- ・緩やかな時間設定を通して生活リズムの確立を図る。
- ・遊びやスポーツを通して協調性を身に付け、豊かな人間関係を育むとともに、体力の向上を図る。
- ・植物の栽培、調理実習等を通して協力・労働の大切さや楽しさを体験することで社会性を育む。

② 個々の学習状況に応じた基本的な学習の補充

- ・学校復帰時に授業にスムーズに臨めるよう、1日に2～3コマの学習時間を設定する。
- ・一人一人の状況に応じた教科指導や個別学習等を行う。

③ 心理的要因を克服するための教育相談室と連携した援助

- ・児童・生徒の活動状況を観察し、悩み相談等を丁寧に行う。
- ・教育相談室との連携を深め、適切な個別指導を通じて自立への支援を行う。

利用時間

午前9時から午後3時まで

服装

小学生は私服。中学生は標準服または私服。

(2) 学校適応支援室活用連携のポイント

在籍校との連携を強化する

不登校児童・生徒がそよかぜ教室に入級したあとも、各学校は継続して不登校児童・生徒と関わる必要がある。連携の主体者は学校であるが、そよかぜ教室からの情報発信にも取り組む必要がある。

進路指導

中学校第3学年の生徒に対する進路指導は重要であり、在籍校と連携し、今後も指導に万全を期す必要がある。また、中学校卒業後もケアを必要とする児童・生徒がいる。

7 「福生市子ども家庭支援センター」等、関係機関との連携

福生市子ども家庭支援センターは、福生市子ども応援館の1階にある。不登校児童・生徒の中には、家庭に閉じこもっている状態や、保護者が学校職員となかなか会えない場合がある。

また、医療的なケアや、福祉的なアプローチが特に必要な児童・生徒や家庭もある。

このような場合、子ども家庭支援センターによる家庭訪問や、市内外の関係機関に向けたアウトリーチが、不登校対策において有効な場合がある。

子ども家庭支援センターは、各学校や保護者から直接相談を受けることもできるが、学校は、教育相談室を通じて子ども家庭支援センターにつながるようにすることが重要である。これからの不登校対策は、学校が教育センター等の教育機関はもとより子ども家庭支援センター等、関係機関との情報連携が一層重要となる。情報連携を基本とした上で、不登校対策としての行動連携に取り組む姿勢を重視していきたい。

福生市立学校の不登校総合対策

全ての子ども笑顔が輝く学校を目指して

令和3年3月31日

作 成 福生市教育委員会

編集・発行 福生市教育委員会事務局教育指導課
福生市本町5番地
電話 042-551-1538